

(参考) 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」第2回会合 配布資料



法制度の在り方についての 論点 (案)

平成19年8月22日
事務局

現行のオプトアウト方式について①

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」中間取りまとめ(平成16年12月24日)25ページ

なお、迷惑メール対策については国際的な整合性・協調体制も重要であることから、オプトイン方式の採用国における取り締まりの効果を注視するとともに、我が国でオプトイン方式を採用した場合において電子メールを利用した正当な営業活動にどの程度の影響が生じるか等についても考慮しながら、迷惑メール対策の実効性を確保するためにはオプトイン方式の採用の是非について継続的に検討することが必要であると考えられる。

論点

- 現行のオプトアウト方式では、受信者が再送信してほしくないメールを受信した場合、送信者に拒否の通知をすることとされているが、これは、送信者に対しメールアドレスが有効なことを知らせる結果になるため、悪質な送信者に対して実質的に利用できない制度となっているのではないか。
- 表示義務については遵法率が極めて低く、当初想定された制度が機能していないのではないか。
- 正当な営業活動の一環として広告宣伝メールを送信している者は、最近の受信者側の意識や広告宣伝効果等を踏まえ、既にオプトイン的な運用をしている者が多いのではないか。
- 仮に、現行のオプトアウト方式を見直す場合でも、正当な営業活動の一環として広告宣伝メールを送ろうとする者にとって、過剰な負担となる規制は避けるべきではないか。

現行のオプトアウト方式について②

論点

- 海外の主要国に関しては、オプトイン方式の国が多数となっているのではないかと。一方、米国では、(携帯電話宛メールを除き)オプトアウト方式を採用しているがこれをどう評価するか
- 海外のオプトイン方式の国における規制の効果をどのように評価すべきか。オプトイン方式との因果関係については慎重に判断すべきであるがオランダやオーストラリアの例をどう評価するか。
- 海外のオプトイン方式の国においても、一定のメールの送信は例外としている場合が多い。現行のオプトアウト方式を見直す場合でも、明示の事前の同意がなくても一定のメールの送信は認める必要があるのではないかと。また、これを認める場合、どのような範囲とすることが適当か。
- 営業活動の自由との関係では、同意にどの程度の厳格性を求めるかという点も考慮すべきではないかと。同意の取得の方法、同意の範囲、同意の有効期限、同意の証明の方法等について、どのように考えるべきか。
- 法執行や、関係事業者による自主的取組、利用者啓発等を図っていく上では、オプトイン的な規制の方が対応しやすいのではないかと。

ボットネットを利用して送信される迷惑メールについて

- ・ 迷惑メールに関しては、ウィルスを感染させ外部から遠隔操作が可能になったパソコンにより構成されるコンピュータ群(ボットネット)を利用して送信されるものが増大している。
- ・ こうしたボットネットを利用して送信される迷惑メールに関しては、電子メールの送受信に与える支障という点では従来の迷惑メールと同等若しくはそれ以上に問題があると考えられるが、ボットネットを利用して送信される迷惑メールのうち、外部から遠隔操作を行う者が現行の特定電子メール法上の送信者に当たらないと解される場合には、現行の特定電子メール法上の規制がかからないこととなる。

論点

- 特定電子メール法における電子メールの送信規制(第3条～第6条)の規定は、ボットネットを利用して送信される迷惑メール一般に適用されるべきではないか。
- ボットネットを利用して迷惑メールを送信させる行為は、概念上、第三者のパソコンをボット化する行為と、ボットネットを利用して迷惑メールを送信させる行為に分けられると考えられるが、特定電子メール法における規制としては、迷惑メールを送信させる行為に着目すべきではないか。
- ボットネットを利用して迷惑メールを送信させる行為に関し、法執行の在り方との関係についてはどのように考えるべきか。

フィッシングメール等への対応について

- ・ 受信者のクレジットカード番号やパスワード等の情報を搾取することを目的として、金融機関その他の社会的に信用のある者を偽装して、多数の者に送信されるメール(フィッシングメール)が増加している。
- ・ 送信者情報を偽った送信に関し、現行の特定電子メール法第6条では、「自己又は他人の営業につき広告宣伝を行うための手段」であること、「送信に用いた電子メールアドレスを偽って」いること等を要件とした禁止規定を置いている。

論点

- 「電子メールの利用についての良好な環境の整備」、「高度情報通信社会の健全な発展に寄与」という特定電子メール法の目的から、フィッシングメールについても一定の規制が必要ではないか。
- 特定電子メール法においてフィッシングメールについて一定の規制が必要とされる場合、現行の送信者情報を偽った送信の禁止の規定(第6条)の要件の見直し等が必要ではないか。
- フィッシングメール以外に、送信者情報を偽った送信が問題とされるべき電子メールはあるか。また、電子メールを送信する上で、送信者情報を偽った送信が正当化される場合があるか。

その他

論点

- 特定電子メール法の規制の実効性を強化する上で適当な手法として検討すべき点はないか。特に、悪質な迷惑メール送信事業者のビジネスモデルが成立しえなくなるような手法として検討すべき点はないか。また、法執行として措置命令や罰則の適用等を行う際の実効性を向上させるための手法として検討すべき点はないか。
- 外国発の迷惑メール対策への手法として検討すべき点はないか。
- 電気通信事業者等が迷惑メールへの一層の効果的な対策を行っていく上で検討すべき点はないか。
- 登録送信適正化機関が迷惑メールへの一層の効果的な対策を行っていく上で検討すべき点はないか。